



消政調第23号
平成22年3月25日

社団法人日本玩具協会会長 殿

消費者庁政策調整課長

黒田 岳士



鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの取扱いに関するお願い

平素より消費者の安全・安心の確保については格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、独立行政法人国民生活センターにおいて、乳幼児が飲み込むおそれのある大きさで子どもが身につける可能性のある金属製アクセサリー（以下「子ども用金属製アクセサリー」という。）におけるカドミウム及び鉛の溶出量に関する調査を行い、その結果を平成22年3月25日付けでとりまとめたところです（本調査の結果は消費者庁のホームページ <http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html> で閲覧可能です）。

本調査では一定量（75mg/kg）を超えるカドミウムの溶出は認められなかったものの、一部の製品（検体）において一定量（90 μ g/g）を超える鉛の溶出が認められました。

本調査の結果を受けて、消費者庁としては、子ども用金属製アクセサリーの誤飲による子どもの健康被害の防止対策の更なる推進を図る必要があると考えています。

金属製アクセサリー等については、平成18年3月8日付け薬食化第0308001号「金属製アクセサリー等に含有する鉛について」をもって、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長より鉛含有製品に係る適切な情報提供を行うことや鉛含有の低減に努めることを貴団体あて依頼しているところです（当該通知は、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0308-1.html> で閲覧可能です）。

今般の独立行政法人国民生活センターの調査結果等を踏まえ、誤飲による子どもの健康被害をできる限り予防していく観点から、貴団体におかれましては、製造、流通、販売の過程で取り扱う子ども用金属製アクセサリーにおいて鉛を含有する製品には鉛を含有する旨や子どもの誤飲防止に係る注意表示を行うよう、貴団体会員に対して改めて周知徹底するようお願いいたします。

併せて、子ども用金属製アクセサリーの製品中における鉛の含有状況の把握や鉛含有量の低減策の推進などにも引き続き努めていただくようお願いいたします。

また、カドミウムについても鉛の代替として使用される懸念があることから、可能な限り鉛と同様のご対応をしていただくようお願いいたします。